

静岡産業大学サッカー部 女子 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「静岡産業大学サッカー部 女子」(以下「クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、事務局を静岡県磐田市大原 15722 番地 1 静岡産業大学に置く。

また、第二事務局は、 磐田市安久路二丁目 41 番地 15 一般社団法人静岡スポーツユナイテッドに、置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、サッカーを通じた人材育成をし、社会の発展に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 クラブは、目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サッカーの普及発展に寄与する活動
- (2) サッカーの競技力向上
- (3) サッカーを通じた人材育成

(事業)

第5条 クラブは、第3条の目的を達成し、かつ、第4条の活動を推進するため、次の事業を行う。

- (1) クラブ活動
- (2) スポーツ教室
- (3) イベント
- (4) 指導者育成
- (5) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (6) その他クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 クラブは、次の者をもって会員とする。

2 会員は以下のとおりとする。

個人会員 クラブの目的に賛同し、本会に入会し事業に参加する個人。

(入会資格)

第7条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守する。

(入会手続き等)

第8条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

会費は別表1の通り

(退会手続き等)

第9条 退会を希望する者は、別に定める手続きを行うこととする。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第10条 クラブには、次の号のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 1名以上
- (2) 監事 2名以内
- (3) 顧問 会長が委嘱し、必要に応じ会長の諮問に応じる

(役員を選任)

第11条 役員及び監事は、総会において選任し、会長、副会長は、委員の互選により決定する。役員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 クラブ役員職務を次の号に定める。

(1) 会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する

(監事の職務)

第13条 監事は、クラブの会務を監査する。

(顧問職務)

第14条 顧問は、クラブに助言をする。

(役員任期)

第15条 役員任期について、次の号に定める。

(1) クラブの役員任期は2年とし、再任を妨げない

(2) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 クラブの会議は、総会及び協議会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、役員及び個人会員をもって組織する。

(総会の招集及び機能)

第18条 総会は、クラブの最高議決機関であり、会長が招集する。また、総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員選任又は解任、職務及び報酬

(7) その他運営に関する重要事項

(8) 協議会をもって総会とすることができる

(総会の成立)

第19条 総会の成立に必要な定足数は、役員及び個人会員総数の2分の1以上の出席を要する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(協議会の構成)

第21条 協議会は、役員をもって組織し、本クラブの執行機関であって、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(協議会の招集及び機能)

第22条 協議会は、会長が招集し、次に掲げる事項について審議し議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) クラブの運営上、緊急に議決を要する事項

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他会長が必要と認める事項

(協議会の議決)

第 23 条 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
(表決権等)

第 24 条 代表決定権等について以下のように定める。

- (1) 各役員及び個人会員の表決権は、平等なるものとする
- (2) やむを得ない理由のため総会に出席できない役員及び個人会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員及び個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した役員及び個人会員は、第 17 条、第 18 条については、総会に出席したものとみなす。
- (4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する役員及び個人会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員及び個人会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

(会議の議長)

第 26 条 総会及び協議会の議長は、会長がこれに当たる。

第 6 章 会計

(経費)

第 27 条 クラブの経費は、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(管理)

第 28 条 クラブの経費は、事務局が管理する。

(会計年度)

第 29 条 クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、当該年度 3 月 31 日に終了する。

第 7 章 責務

(会員)

第 30 条 会員は、クラブの諸規定を遵守し、責任者および指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。

(クラブ及び指導者等)

第 31 条 クラブおよび指導者等は、会員の活動中の盗難、傷害等の事故に対しても一切の責任を負わない。

(会員の事故等責任)

第 32 条 本クラブの活動に際しては、クラブ規約または諸規則を遵守し、自己の責任において行動することとし、事故等が起こった場合は、スポーツ傷害保険の適用範囲内において保障する。但し、活動会員は本クラブおよび指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(守秘義務)

第 33 条 本クラブ内で知り得た個人に関する情報は、何人もこれを他言または部外への持ち出すことを禁ずる。

第 8 章 規約の改正等

(規約の改正)

第 34 条 この規約の改正は、総会の議決をもって行う。

附則 本規約は、2019年1月1日から施行する。

本規約は、2020年4月1日から適用する。

別表 1

【会費等】

会員種別	入会金	年会費
個人会員	なし	150,000 円